## 【落札後の注意事項】

落札後の権利移転に関する重要な事項です。必ずご確認ください。

項目	動産	自動車	不動産
		<u>□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ </u>	
尼怀英三	点で、危険負担は落札者	点で、危険負担は落札者	点で、危険負担は落札者
	に移転します。従って、	に移転します。従って、	に移転します。従って、
	その後に発生した財産の	その後に発生した財産の	その後に発生した財産の
	毀損、盗難、消失等によ	毀損、盗難、消失等によ	毀損、盗難、消失等によ
	る損害の負担は、落札者	る損害の負担は、落札者	る損害の負担は、落札者
	が負担します。	が負担します。	が負担します。
   瑕疵担保責任	せたな町は、公売物件	せたな町は、公売物件	せたな町は、公売物件
	について瑕疵担保責任を	について瑕疵担保責任を	について瑕疵担保責任を
	負いません。	負いません。	負いません。
<b>司海タル</b> 笙			
引渡条件等 	公売物件は、落札者が	公売物件は、落札者が	せたな町は、引渡義務
	買受代金を納付した時点	買受代金を納付した時点	を負いません。公売物件
	の状況(現況有姿)で引	の状況(現況有姿)で引	は、原則として落札者が
	渡します。 	渡します。 	買受代金を納付した時点
			の状況で権利が移転しま
VCD	*********	*********	す。
返品・交換 	落札された公売物件	落札された公売物件	落札された公売物件
	は、いかなる理由があっ	は、いかなる理由があっ	は、いかなる理由があっ
	ても返品・交換はできま 	ても返品・交換はできま 	ても返品・交換はできま
	せん。	せん。	せん。
引渡義務	せたな町が交付する	せたな町が交付する	せたな町は、引渡義務
	一(売却決定通知書)を保	(売却決定通知書)を保	を負いません。物件内の
	管人が現実の引渡を拒否	管人が現実の引渡を拒否	動産類やごみなどの撤し
	しても、せたな町は現実	しても、せたな町は現実	去、占有者の立ち退き、
	の引渡を行う義務を負い	の引渡を行う義務を負い	前所有者からの鍵の引渡
	ません。	ません。	などは、すべて落札者自
			身で行っていただきま
			す。
			また、隣地との境界確
			定は、落札者と隣地所有
			者との間で行っていただ
			きます。
保管費用	買受代金納付日に公売	買受代金納付日に公売	
	物件の引渡を受けない場	物件の引渡を受けない場	
	合、保管費用がかかるこ	合、保管費用がかかるこ	

	とがあります。	とがあります。	
落札者決定後	買受代金が納付される	買受代金が納付される	買受代金が納付される
公売保証金が	までに公売物件にかかる	までに公売物件にかかる	までに公売物件にかかる
返還される場合	差押徴収金の完納の事実	差押徴収金の完納の事実	差押徴収金の完納の事実
	が証明された場合、物件	が証明された場合、物件	が証明された場合、物件
	を買い受けることができ	を買い受けることができ	を買い受けることができ
	ません。この場合、公売	ません。この場合、公売	ません。この場合、公売
	保証金は全額返還されま	保証金は全額返還されま	保証金は全額返還されま
	す。	す。	す。
	落札者が買受代金納付	落札者が買受代金納付	落札者が買受代金納付
	前に滞納者などから不服	前に滞納者などから不服	前に滞納者などから不服
	申し立てなどがあった場	申し立てなどがあった場	申し立てなどがあった場
	合、公売の手続は停止し	合、公売の手続は停止し	合、公売の手続は停止し
	ます。手続の停止中は、	ます。手続の停止中は、	ます。手続の停止中は、
	落札者の買受を辞退でき	落札者の買受を辞退でき	落札者の買受を辞退でき
	ます。この場合、公売保	ます。この場合、公売保	ます。この場合、公売保
	証金は全額返還されま	証金は全額返還されま	証金は全額返還されま
	す。	す。	す。